

新しいタイプの商標の分類(検索コード)について

Search keys for Non-Traditional Trademarks

特許庁 審査業務部商標課商標審査機械化企画調整室長 **赤星 直昭**

昭和 61 年 4 月特許庁入庁
平成 28 年 4 月より現職

1 はじめに

特許法等の一部を改正する法律（平成 26 年 5 月 14 日法律第 36 号）により、平成 27 年 4 月 1 日から、色彩のみからなる商標、音商標、動き商標、ホログラム商標、位置商標、この 5 つのタイプの商標についての商標登録出願が行えるようになりました。

施行前、室員として私が在籍していた商標課商標審査機械化企画調整室は、前記出願の起案等が行えるよう、庁内のシステム改造の調整を行うほかに、先行商標を検索するための分類(検索コード。以下、単に分類という。)の原案作成も担っていましたので、当時の議論を思い起こしつつ、新しいタイプの商標用の分類に関して述べたいと思います。

新しいタイプの商標特有の要素の検索は、前記 5 つのタイプの海外における登録件数に基づく件数予測（費用対効果）などから、専用の検索システム構築は、ある程度の件数が生じた後にすべきとして見送られ、図形分類の未使用番号帯を利用し、既存の図形検索システムを活用することになりました。

未使用番号帯といっても、システム的な入力制限等の関係から、基本、大分類の 40 番帯にあたる番号帯を利用して、我が国独自の、新しいタイプの商標特有の分類を設けることにしました。

分類の原案作成にあたっては、色彩のみからなる商標との関係で、ウィーン図形分類の大分類 29 の“色”を

用いることがすぐに方針立てられたものの、新しいタイプの商標特有の分類については、海外に参考となるようなものが見あたらない上、想定し得ないもの出願が生じる可能性も考えられることなどから、制度施行後、実際に生じた出願や審査例次第で、柔軟に対応していく考え方を残しつつ、あくまで制度開始時の原案を作成する意識を進めました。

2 色彩のみからなる商標

「色彩のみからなる商標」とは、単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標（これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標）であり、例えば、商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩などが該当する可能性があります。

「色彩のみからなる商標」用の分類は、色自体の要素として、大分類 29 の“色”を用いることとし、特有の分類として、色彩のみからなる商標であること、単色か、色彩の組み合わせか、の 3 種類を設けることにしました。

そして、新しく「色彩のみからなる商標」を保護対象とすることに際し、我が国では付与していなかったウィーン図形分類の大分類 29 の“色”を、通常の色を有する商標にも付与することにしました。

振り返れば、この“色”の分類に関する議論が一番大変であり、本当に多くの要素で検討を行いました。細分化した色の分類の考え方は、このときの議論がもとになっていますので、その点について述べたいと思います。

色の分類は、権利が存続している案件を対象に遡って付与することにしたため、実際の付与作業中も、実案件をもって議論を重ねることになりました。

例えば、黒色の文字商標にも色の分類を付与するか否かの課題には、色彩のみからなる商標を除き、商標の色が白、グレー、黒のみからなる場合には分類を付与しないことで整理し、大分類 29 の例示に存在しない色（黄緑や水色など）を例示に追加するか否かの課題には、その色のみを追加する対外的に説明できる理由の有無や、中間色の扱いがより困難になる可能性などから、例示の 13 色の細分化にとどめることで整理しました。

そして、色彩を有する既登録商標と色彩のみからなる商標との類否が検討中であった段階で、文字色が対象になった場合と、ならなかった場合の議論が生じた際には、文字に付された色と、図形に付された色で分類を分けておくことで対処しました。

また、色の分類については、分類付与の考え方を一部変更してもいます。例えば、既存の図形分類は、特定の分類を付与することが困難な場合には、可能性のあるすべての分類を付与することになっていますが、この考え方で色の分類を付与してしまうと、多くの場合、ヒット件数が膨大になることが事前のシミュレーションから予測されたため、色見本をもとに、原則、一つの色に対しては、一つの色を付与することにしました。

以上のような関係から、色の分類自体は、一見、単純ではありますが、その付与には、奥深く、わかりにくい要素を生じさせることになってしまいました。それ故、実際に商標に付与された色の分類を御理解いただくためには、図形等分類表のまえがきなども御覧いただく必要があります。

<参考 1：色に関する分類>

29.1 色

29.1.1 赤、ピンク、オレンジ

29.1.1.1 赤（文字）

29.1.1.2 赤（図形）

29.1.1.3 ピンク（文字）

29.1.1.4 ピンク（図形）

29.1.1.5 オレンジ（文字）

29.1.1.6 オレンジ（図形）

29.1.2 黄、金

29.1.2.1 黄（文字）

29.1.2.2 黄（図形）

29.1.2.3 金（文字）

29.1.2.4 金（図形）

29.1.3 緑

29.1.3.1 緑（文字）

29.1.3.2 緑（図形）

29.1.4 青

29.1.4.1 青（文字）

29.1.4.2 青（図形）

29.1.5 紫

29.1.5.1 紫（文字）

29.1.5.2 紫（図形）

29.1.6 白、グレー、銀

29.1.6.1 白（文字）

29.1.6.2 白（図形）

29.1.6.3 グレー（文字）

29.1.6.4 グレー（図形）

29.1.6.5 銀（文字）

29.1.6.6 銀（図形）

29.1.7 茶

29.1.7.1 茶（文字）

29.1.7.2 茶（図形）

29.1.8 黒

29.1.8.1 黒（文字）

29.1.8.2 黒（図形）

29.1.11 一つの色が顕著なもの

29.1.12 二つの色が顕著なもの

29.1.13 三つの色が顕著なもの

29.1.14 四つの色

29.1.15 五つ以上の色

44.1 色彩のみからなる商標

44.1.1 単色

44.1.2 色彩の組み合わせ

3 音商標

「音商標」とは、音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標です。例えば、CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音などが該当する可能性があります。



「音商標」用の分類は、商標として出願されそうな音を、ある種、想像し、作成した叩き台をもとに検討を進めました。

とはいえ、歌詞や話している言葉、商標見本中に片仮名で表された擬音などから、称呼の検索キーを起こすことや、映画の効果音などのように、実際には全く別のものから生じている音であっても、あくまでもどのように聞こえるかで判断する方針が定まると、音数の考え方（例えば、和音であっても、1つの音に聞こえるのであれば単音とするなど）や、“アラーム音”の表現の是非（アラーム [alarm] が警報や目覚まし時計の音の意味を有する語であることからすると、用途にも理解され得る可能性があり、例示としては避けた方がよいとの考え。議論の結果、「ピピッ、ピピッ」などのアラーム音を意味するものであるとの考えを位置づけることで整理。）などの議論で、音商標の分類案はまとめられました。

なお、音の分類については、統計的な傾向把握なども考慮し、商標見本の表現方法（楽譜、文字など）による分類も設けています。

<参考2：音の分類の構成>

41.1 音商標

41.1.1 人の発する音

41.1.1.1 歌声、話し言葉

41.1.1.2 泣き声

41.1.1.3 拍手、手で叩く音

41.1.1.99 その他の人の発する音

41.1.2 動物の発する音（人を除く）

41.1.2.1 犬、狼の鳴き声

41.1.2.2 猫科の動物の鳴き声

41.1.2.3 馬の鳴き声、馬の蹄の音

41.1.2.4 牛の鳴き声

41.1.2.5 鳥の鳴き声、鳥の羽ばたき

41.1.2.6 蛙の鳴き声

41.1.2.7 アシカ、イルカ、クジラの鳴き声

41.1.2.99 上記以外の動物が発する音（人を除く）

41.1.3 昆虫の発する音

41.1.3.1 蝉の鳴き声

41.1.3.2 鈴虫、コオロギの鳴き声

41.1.3.99 上記以外の昆虫が発する音

41.1.4 自然音

41.1.4.1 風

41.1.4.2 雨

41.1.4.3 雷

41.1.4.4 川の流れ、滝

41.1.4.5 波

41.1.4.6 木々のこすれる音

41.1.4.7 火

41.1.4.99 その他の自然音

41.1.5 楽器から発する音

41.1.5.1 弦楽器から発する音

41.1.5.2 管楽器から発する音

41.1.5.3 打楽器から発する音

41.1.5.4 鍵盤楽器から発する音

41.1.5.99 その他の楽器から発する音

41.1.6 楽器以外の器物から発する音

41.1.6.1 サイレン

41.1.6.2 アラーム音

41.1.6.3 エンジン音

41.1.6.4 ベル

41.1.6.99 その他の楽器以外の器物から発する音

41.1.7 調理音（炒める音、包丁の音、等）

41.1.8 音楽

41.1.9 音数

41.1.9.1 単音（和音を含む）

41.1.9.2 2音

41.1.9.3 3音

41.1.9.4 4音

41.1.9.5 5音

41.1.9.6 6音

41.1.9.7 7音以上

41.1.10 その他の音

41.90 商標見本における音の表現方法

41.90.1 楽譜

41.90.2 文字のみ

41.90.99 上記以外の音の表現方法

4 動き商標

「動き商標」は、文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標であり、例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形などが該当す

る可能性があります。

「動き商標」に関しては、商標見本中に記載された複数の図や文字（若しくは、複数の商標見本）から、通常の商標出願と同じように、称呼や図形分類を付与する方針は、すぐに定まったものの、動き自体（例えば、自動車が円を描くように動く場合の、円の動き）についての分類は、三次元的な動きなども考えるとバリエーションが相当なものとなり、ある程度の割り切りをもって事前に作成するよりも、動き商標だけを絞り込める分類を設けることでスタートし、実際の出願と審査例から、必要に応じて、後発的に分類を作成し、付与することにしました。

<参考3：動きの分類の構成>

42.1 動き商標

5 ホログラム商標

「ホログラム商標」とは、文字や図形等がホログラムフィーその他の方法により変化する商標であり、例えば、見る角度によって変化して見える文字や図形などが該当する可能性があります。

「ホログラム商標」に関しても、商標見本中に記載された図や文字（若しくは、複数の商標見本）から、通常の商標出願と同じように、称呼や図形分類を付与する方針は、すぐに定まったものの、ホログラム自体についての分類は、ある意味、動き商標と同様に、事前に作成するよりも、ホログラム商標だけを絞り込める分類を設けることでスタートし、実際の出願と審査例から、必要に応じて、後発的に分類を作成し、付与することにしました。

<参考4：ホログラムの分類の構成>

43.1 ホログラム商標

6 位置商標

「位置商標」は、文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標です。

「位置商標」については、「動き商標」や「ホログラム商標」とは異なり、商標見本中の図や文字から、通常の

商標出願と同じように、称呼や図形分類を起こして良いのかも議論になりました。（結果、起こすことになりましたが、例えば、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に図形を付したものの場合において、点線で表されたゴルフクラブ用バッグの図から、図形分類を起こすのかという話。）

そして何より、位置をどのように表現し、パターン分けすることが適当であるかが一番悩ましい議論ではあったのですが、最終的には、動き商標やホログラム商標と同様に、位置商標だけを絞り込める分類を設けることでスタートし、実際の出願と審査例から、必要に応じて、後発的に分類を作成し、付与することにしました。

<参考5：位置の分類の構成>

45.1 位置商標

7 おわりに

最終的に仕上がった、我が国独自の新しいタイプの商標用の分類は、前述したように、実際に生じた出願や審査例により、柔軟に対応させていく（修正していく）ことを、ある程度想定したものにになります。

また、色彩のみからなる商標、音商標、動き商標、ホログラム商標、位置商標は、「非伝統的商標」と呼ばれるものに含まれるところ、現在、特許庁では TM5（商標五庁会合）協カプロジェクトの一つである「非伝統的商標へのインデックス付け」（USPTO リード）に取り組んでいる状況もあります。

新しいタイプの商標の分類については、現在の分類に必要以上に固執せず、実際に我が国で出願された商標やその審査例に、わかりやすさや検索効率なども考慮の上、今後、柔軟に議論され、対応していくことが、より良い分類を作り上げることに繋がっていくと考えます。